

【共同研究】

ティーンコート —非行臨床からの検討—

石橋 昭良*

Teen Court: Studied from the Perspective of Delinquency Clinics

Akiyoshi ISHIBASHI

Many states in the U.S. have adopted Teen Court—a diversion program (opportunities provided to minors deemed to have committed a delinquent activity) designed to avoid normal judicial proceedings for first-time offending juvenile delinquents who have committed petty offenses. There are various forms of Teen Court. However, in many cases, young people belonging to the same generation as the delinquent participate as volunteers playing the role of judges, jurors, lawyers, and prosecutors who conduct trials on such delinquents. Teen Court has spread throughout the U.S. as a juvenile justice program and has been highly effective in preventing delinquency and recidivism to some extent.

From among several theoretical elements presented in assessment studies on the impact of Teen Court, this study focuses on “trial by peers,” “restorative justice,” and “skill building.” It also examines Teen Court from the perspective of delinquency clinics that provide juvenile delinquency rehabilitation support. Furthermore, the study divides the Teen Court process into three phases—hearings conducted before Teen Court begins, the trial, and execution of punishment—and examines the clinical significance of each of these phases.

Key words : 非行臨床、仲間による裁判、修復的司法、ソーシャルスキル

1 はじめに

アメリカにおいて多くの州が、初犯で軽微な犯罪を行った非行少年を対象としたダイバージョンプログラム（非行を認めた場合、通常の司法手続きを回避して行う保護処分）であるティーンコート（Teen Court）を採用している。ティーンコートが始まって40年ほど経過しているが、この間、少年犯罪の急増、少年犯罪への厳罰化傾向、さらに再犯率抑止に向けた地域の実践的取組への高まりなどを背景にこのプログラムは全米に拡大して

いった。

ティーンコートは、少年司法制度のプログラムとして位置づけられているが、プログラムの持つ多様な性格からして、その内容を考察するに当たっては、司法、教育、社会、福祉、心理などからのアプローチが可能である。本稿では、全米規模のティーンコートの影響に関する評価研究¹⁾で取り上げられている理論的要素について、非行臨床の視点から検討を行うとともに、ティーンコートプロセスの持つ臨床的な意味について考察を行う。

なお、わが国における非行臨床は、少年司法制度の関係機関（警察、児童相談所、家庭裁判所、保護観察所、少年鑑別所、児童自立支援施設、少

* いしばし あきよし 文教大学人間科学部臨床心理学科

年院など)が法令を根拠として非行少年やその家族、学校関係者等に対して行う心理臨床的援助をさすもので、少年の更生支援活動の総称である。また広義には、上記の機関に加えて教育相談所や民間の子ども相談機関などが行う支援活動も含まれると考えられる。いずれの機関においても少年が非行から立ち直ることを目的としており、その心理臨床的援助の中核は、事案の見立てやアセスメントを経て治療、予後というプロセスが一般的であり、個別面接や家族面接、ケースワーク活動などを中心に家族療法、認知行動療法、交流分析などの技法を用いて少年や家族、関係者にさまざまな支援が行われている。

2 ティーンコート理論と非行臨床

ティーンコートの影響に関する評価研究(以下「評価研究」と言う)は、アラスカ州、アリゾナ州、メリーランド州、ミズーリ州の4州を対象としたもので、各州において一定のサンプル数を基にティーンコート群合計523ケースとティーンコート未実施群合計458ケースとの比較による準実験モデルを採用した検証が行われている。なお、この評価研究においては、以下の7つの理論的要素¹⁾が指摘されている。

- ア. 仲間による裁判(不良仲間や非行仲間との交際が、一般的には非行の始まりに結びついているように、社会的に認められた行動をしている仲間からの圧力は、少年達を違法行動に向かわせる可能性がある)
- イ. 手続きの公平さ(法的手続きが公平に行われ、裁判所において意見表明する機会を与えられた犯罪者は、下された決定に従い、再犯の可能性は低くなるだろう。再犯者の減少は、科せられた制裁の重さにかかわらず生じるであろう)
- ウ. 一定の抑止力(人は、犯罪などの行為による損失よりもその利益のが上回ると判断した時に、法律を犯す。犯罪者の感じる損失を引き上げると、処罰の迅速性、厳格性を増すことによって達成可能である)
- エ. ラベリング(司法制度により少年に「非行少

年」や「犯罪者」というラベルを貼ることは、少年自身を犯罪者と思いこませる可能性を大きくし、違法行為を続けさせることになる)

- オ. 修復的司法(犯罪者は、犯罪に対する罪を宣告される裁判制度よりも、地域社会を利用した法的手続きに依拠している。その手続きは、犯罪者を非難することなく自分たちの行為を恥ずかしいと感じさせ、後悔の念を引き出し、彼らが引き起こした損害を修復させる方法を準備してくれる。)
- カ. 法関連教育(少年達は、市民としてのスキルや知識として、民主主義や多様な考え方、司法理念への貢献、人間への尊厳、争いごとに対する合法的な解決をする法の役割などを身につけることにより違法行為を避けるようになる。)
- キ. スキルの構築(少年達は、効果的なライフスキル(葛藤の解決、対人コミュニケーション、人前で話す技術、集団での問題解決)を身につけることにより、違法行為を避けるようになる)

ここでは上記のうち、ティーンコートにおいて非行少年の更生支援と関連する「仲間による裁判」、「修復的司法」、「スキルの構築」を取り上げて非行臨床の視点から検討する。

(1) 仲間による裁判

ティーンコートの形態は実に多様であるがその主なものとして、成人裁判官モデル(裁判官が成人ボランティアであるが、弁護士、検察官、陪審員は青少年ボランティア)、青少年裁判官モデル(裁判官も青少年ボランティア)、仲間陪審員モデル(成人裁判官と青少年陪審員で、弁護士、検察官は不在)など²⁾が挙げられる。いずれのモデルも非行少年と同世代の少年が非行少年を裁く側のボランティアとして参加していることが大きな特徴であり、裁判員制度にみられる市民参加型の裁判を非行少年とボランティア少年がともに体験することとなる。また、参加している非行少年は、初犯でかつ自ら行った窃盗、飲酒、器物損壊、暴行など比較的軽微な犯罪を認め、あらかじめ非行少年と保護者が一般の少年裁判所かティーンコー

トかを選択し、法執行機関が少年の前歴等により決定するプロセスを経ている。そしてティーンコートで決定した処分を履行した場合には、当該の非行歴が消失することとなる。つまり参加している非行少年は、一定のスクリーニングを経て裁判に臨んでいると言える。

ティーンコート理論の特徴は、裁判における少年同士のやりとりが、非行少年に強く影響を及ぼすことを想定していることであり、その前提にあるのが人のライフサイクルにおける少年の発達段階の特性である。参加している少年の多くは、15歳前後であり心身の急激な発達を迎えている。この時期は、男女ともに第二次性徴による身体的変化が出現し、親からの自立という課題に直面しながら親への依存と反抗の両面感情を持つなど、身体的変化と精神的変化が同時に生じて不安定になることから「疾風怒涛の時期」とも言われている。

ハヴィガースト, R. J. (1995) は、児童期及び青年期に獲得が期待される対人関係にかかる発達課題として、児童期では同年齢の友人との付き合いや男女の役割学習、青年期では対人関係スキルの習得や両性の友人との交流によるつながりを強調して友人関係の確立を挙げるとともに、母子分離や大人からの独立など精神的自立を指摘している³⁾。また、エリクソン, E. H. (1973) は、学齢期の発達課題として勤勉性と劣等感という対概念を挙げ、仲間との比較や力関係により勤勉に努力する大切さや劣等感が生じやすくなる時期であるとしている⁴⁾。

発達課題を踏まえるとこの時期の少年は、自分の外見、性格、能力などに目を向けると同時に、周囲とりわけ友人からの評価に関心が強まり、それまでは表面的に行動していた友人関係から、悩みを打ち明けたりや秘密を共有するなど多面的多層的な関係へと進展がみられる。そのため、それまでの親子関係の結びつきよりも友人とのつながりに何より重きを置くようになり、また、相互に強く影響を及ぼし合う時期でもあると言える。

次に仲間同士の影響について検討してみたい。

まず仲間同士 (Peer to peer) による相互作用のポジティブな影響に基づく実践としてピアサポート活動が挙げられる。ピアサポートは、米国のAA (Alcoholics Anonymous; アルコール依存者の集い)、NA (Narcotics Anonymous; 薬物依存症者の集い) などアルコールや薬物などの問題を抱えている人たちが相互に援助を行う自助グループが発祥である。わが国では中高生の相談支援を主とするピアカウンセリングやピアメディエーション (生徒同士のいじめなどのトラブルに生徒が間に入って話し合いにより解決する) が行われており、神垣 (2009) によれば、中学生の学習支援によるピアサポート活動では肯定的評価が80.6%で、効果としては学習理解や学習意欲の促進、他者理解の深まりなどが指摘されている⁵⁾。

なお、問題行動を抱えた少年へのピアサポートとしては、非行領域でのBBS運動 (Big Brothers & Sisters movementの略: 非行少年にとって兄や姉のような存在としてグループ活動を通じて成長を支えるボランティア) や不登校の自助グループ (現に問題を抱えている少年が、過去に同様の問題を抱えていた少年と共に当事者同士の自発的なつながりで活動するグループ) などが行われており、また、わが国で近年急増する少年の暴力行為に対する効果的方法の一つとして、同年齢や異年齢によるピアサポート活動が指摘されている⁶⁾。

一方仲間同士によるネガティブな影響としては、非行少年の共犯率や集団によるいじめ問題が挙げられる。わが国における平成22年中の非行少年の共犯率は24.6%で、なかでも路上強盗 (68.9%)、ひったくり (50.2%) が目立っており、また、成人の共犯率 (14.7%) と比べると少年は約10ポイント高く、少年非行の特徴の一つとなっている⁷⁾。筆者がこれまでに非行臨床の場で出会った非行少年に共犯理由を尋ねると「仲間がなにより大事」「(断ることで) 仲間から外されたくない、小心者と思われたくなかった」「(グループの) 先輩が恐かった」などが挙げられ、仲間との関係の維持や仲間からの評価に関心の高いことがわかる。また、集団いじめの被害者との面接では、「いじめは辛かった」と語るが、それでは何故仲間との付き合いを止めなかったのかと問うと「仲間から離れるとひとりぼっちになる」「いじめられても仲間と一緒にいたい」など孤立の回避や集団所属への欲求が見受けられた。

さてティーンコートに参加した非行少年にとってボランティアとして参加している仲間の影響や圧力はどうか。先の発達段階からして、同世代から、どう評価されるかについては、少年にとっては一大の関心事であろう。そして、大人より同世代の仲間との心理的距離が近づくことで共感や受容が高まる場合がある一方で、仲間に対する反発や差別感から劣等感や不信感などが生じて、それが危険な圧力となる場合の両者が想定できる。ティーンコートによる仲間の影響を直接測定した結果は見当たらないが、関連する内容として評価研究で行ったティーンコート終了後の非行少年アンケートがある(表1)。

質問項目のなかで‘ティーンコートの公平さ’‘権利への配慮’‘平等な扱い’については、実施した4州で肯定的回答がいずれも3分の2を超えていたが、一方で‘十分話せなかった(15~34%)’‘ボランティアの少年は、おたく(11~32%)’が一定数の回答があることから、参加した非行少年がティーンコートのボランティアから受ける影響はポジティブとネガティブの両面が見られるが、総じてポジティブな面の方がより強く働いている傾向が窺われた。これらも踏まえると、参加しているボランティア少年から非行少年に対する圧力の肯定的な影響が違法行動に結びついていく可能

性は高いと考えられる。

(2) 修復的司法

修復的司法(Restorative Justice)は、刑事司法制度における応報的司法(Retributive Justice: 犯罪は国法に対する違反であり加害者に対しては国家がその処分を決定し、被害者の救済や加害者の更生よりも、秩序の維持に重点が置かれている)とは異なる新たな考え方である。これまでの刑事司法における被害者はいわゆる‘蚊帳の外’に置かれていたが、修復的司法では被害者、加害者、関係者が参加した取り組みが世界各地で行われており、その代表的プログラムが被害者・加害者調停(victim-offender mediation)、家族集団会議(family group conference)である。修復的司法の理念は多様で制度も多種にわたるが、基本的な考え方は、犯罪を法律違反として捉えるだけでなく、被害者やコミュニティに与えた害悪と認識し、その害悪の回復に向けて犯罪者が可能な努力を行うことで犯罪の解決をめざすもの⁸⁾である。例えば、家族集団会議では、犯罪の発生に伴い当事者である犯罪者、被害者、犯罪者の家族や関係者が一堂に介して対話することで、それぞれが抱えることになった問題の解決を図ろうとする実践が行われている。

表1 ティーンコート後の非行少年アンケート(ティーンコートの認識)

	I	II	III	IV
ティーンコートでは公平に扱われた	93	79	79	68
ティーンコートの人達は、自分たちの行為を理解してない	4	12	14	19
ティーンコートで働いている少年は、問題ない	92	87	82	80
ティーンコートは、私の期待以上に興味深い	74	81	77	52
ティーンコートは私の権利を配慮してくれた	88	82	83	69
私はここに来る少年と同じように扱われた	92	85	78	79
私はここに来る少年よりひどい扱いを受けた	4	9	22	18
ティーンコートでは法律についてもっと知りたくなった	64	63	71	43
ティーンコートでは十分に話せなかった	15	20	15	34
彼らがティーンコートについて適切に説明してくれるといい	19	34	24	45
ティーンコートで働いている少年は、ほとんどおたくである	17	11	15	32
私の処分は、それほど厳しくはなかった	29	42	29	36

注) Iはアラスカ(n=120)、IIはアリゾナ(n=115)、IIIはメリーランド(n=154)、IVはミズーリ(n=139)を示す。数字は%で、「思う」と「かなり思う」を合計したものの割合。

ティーンコートにおける修復的司法の理念や実践はどうであろうか。理念については、上記の基本的考え方に準じているが、実践はまさに裁判であり、その処分内容を見ると、口頭や書面による被害者への謝罪、損害賠償、社会奉仕活動など直接的・間接的な修復的司法による対応が行われている。先の被害者・加害者調停や家族集団会議など代表的な修復的司法プログラムと比べると、ティーンコートにおける修復的司法はそれが前面に出たものではなく、あくまで修復的司法の要素を含んだプログラムという位置づけになろう。また、処分内容の多様性からして、非行少年が行った害悪（非行内容、被害者の状況、被害内容など）に応じたオーダーメイド的な処分ととらえることができる。ハワード・ゼア⁸⁾によれば、制度が修復的であるか否かについては、ゼロ・サムでなく、極めて修復的、部分的に修復的、可能性として修復的など修復的の度合いを段階的に評価すべきとしている。この考えを適用するならばティーンコートは、‘部分的に修復的’に位置づけられる。

次にティーンコートにおける修復的司法の臨床的意味について触れたい。ティーンコートでは、検察官による非行事実への直面化から、陪審員を通じて裁判官による処分決定へと進むが、このプロセスのなかで、被害者との対面が行われた場合、非行少年は改めて自分の行ったこととして自己責任感が生じたり、コート後の被害者に対する謝罪文の作成の場合にも一定の修復的効果は推測される。評価研究におけるティーンコート終了後の個人責任の意識について非行少年アンケート（表2）

によれば、「ティーンコートに来なければならなかったのは自分の責任（84～93%）」とほとんどの少年が自己責任と受け止めている一方で、「ティーンコートに来るのは時間の浪費（4～29%）」「私の犯罪はそんなに重大ではなかった（27～49%）」と受け止めている少年も一部見受けられる。この結果から、非行少年は自分の行った犯罪を自己責任と受け止める傾向にあることが読み取れよう。

ここで少年による軽微な犯罪を対象としたわが国の実践を紹介したい。平成17年より警察で実施されている少年対話会は、非行少年の再犯防止と被害者への支援を目的に、窃盗、建造物侵入、占有離脱物横領などによる非行少年を対象として、事件の送致前に警察がコーディネーター役を務めて、非行少年と保護者、被害者、関係者の参加のもとで対話の機会を提供するものであり、その背景には修復的司法の考え方がある⁹⁾。少年対話会後の非行少年のアンケートでは、被害者との対話により「迷惑をかけた」「被害者に謝りたい」「責任を感じた」「被害の大きさは自分の想像以上」と感じた少年は95%を超え、また、全体の85%が参加に満足していた。そして、「非行の理由」「被害者や家族への迷惑」「（少年対話会で決めた）決意事項の実行」についても、少年対話会への参加を通じてほとんどの少年が自分の行った非行を考える機会を得ていたという結果であった。なお、筆者は少年対話会に陪席する機会があったが、その席上では加害者と被害者が対面した際、お互いが感じる不安と緊張感（加害者：非難されないか、

表2 ティーンコート後の非行少年アンケート（個人責任の意識）

	I	II	III	IV
ティーンコートに来ることは、時間の浪費だった	4	9	12	29
私がしたこと（犯罪）は、そんなに重大ではなかった	30	34	27	49
ティーンコートの人達は、私に関心を示さなかった	14	20	18	44
私はティーンコートでは、後悔しているように見せた	6	4	4	17
私は誰も知らない多くの悪いことをした	20	12	17	24
ティーンコートに来なければならなかったことは、不公平だ	7	8	13	24
ここに来なければならなかったのは、私の責任だ	92	93	93	84

注) Iはアラスカ (n=120)、IIはアリゾナ (n=115)、IIIはメリーランド (n=154)、IVはミズーリ (n=139)を示す。数字は%で、「思う」と「かなり思う」を合計したものの割合。

気持ちを伝えられるか、謝罪が拒否されないか、被害者：恐さ、冷静でいられるか、気持ちを伝えられるか)などが終了後に語られていたことが印象的であった。この調査結果から、軽微な犯罪の場合、少なくとも加害者と被害者の対話が一定の修復的效果を生じていることが窺われた。

このように見てくると非行少年への対応としては、修復的司法を前面に出したものとその要素を取り入れたものなどその制度設計により違いがあるものの、自分の行なった犯罪に対する自己責任や現実原則を身につける効果は期待できると言えよう。もちろん実施に当たっては、被害者への十分な配慮を前提とすることは言うまでもないが、非行少年と被害者との対面による謝罪、損害賠償、また、間接的ではあるが被害者への思いをめぐらした謝罪文の作成など人手や手間はかかるものの『丁寧な対応』を取り入れていくことは、再犯防止として少年自身の行動に歯止めをかけることにつながる可能性が高く、非行臨床の視点から効果的手法であると言えよう。

(3) スキルの獲得

ライフスキル(ソーシャルスキル)とは、人とのコミュニケーションの際に相手の気持ちや状況を尊重しながら自分の気持ちや状況を上手く伝えられるスキルであり、社会生活を送るうえでは不可欠なものである。具体的なスキルを例示すると、あいさつする、話を聞く、質問する、言葉のかけ方、頼み方、断り方、相手を配慮するなど、人と付き合いを通じて対人関係を維持するすべてのものが含まれると考えられる。

非行少年のスキルに目を向けてみると、非行のない一般少年と比べてスキルが身につけていない傾向にあることが指摘されている。平成17年版犯罪白書¹⁰⁾によれば、最近の非行少年は「対人関係を円滑に結ぶスキルが身に付いていない」、「周りの誘いを断れない」、「心から信頼し合える関係を持ってない」など交友関係面での不適応感により、人に追従したり、自らの責任を回避して不適応感から目を背けようとする傾向が強まっているとされている。また、筆者らが行った一般少年と非行少年を比較したソーシャルスキルの調査¹¹⁾にお

いても、「非行の誘いを断る(一般群92.6%非行群63.8%※)」、「謝罪する(一般群77.7%非行群62.2%)」、「被害を届ける(一般群77.8%非行群56.9%)」、「衝動をコントロールする(一般群67.1%非行群47.6%)」などいずれも非行群が低く一般群との統計的有意差が生じていた(※数字はいずれも肯定的回答を示す)。このような結果からスキルの獲得は非行少年の更生にとっては大きな課題であることが窺われる。ソーシャルスキルの低さは、日常におけるコミュニケーションのつまづきや対人関係のトラブルに結びつくことであり、近年ではその原因は、未学習であるか或いは誤った学習の結果という学習理論から捉えられている。そのため各学校段階をはじめ非行少年にかかる関係機関では、基本的なスキルから比較的高度な主張性スキルまで、大人のモデルによる観察学習とロールプレイによる体験学習を通じたソーシャルスキルトレーニングのプログラムが実践されているところである。

ティーンコートでのスキル獲得はどうであろうか。先のティーンコート後の非行少年アンケート(表1)によれば、「ティーンコートでは十分に話せなかった」と回答した少年が20%前後いることから一部の参加少年のコミュニケーション能力の低さが窺える。このような少年も含めて参加した非行少年にとって、自分とは異なる意見を持つ同世代の少年とティーンコート上で対面することで、相手の話を聞く、質問するなどの基本的スキルや自分の考えを伝えていく主張性のスキル、問題解決するためのスキルなどを育成することに結びつき、その結果として、場の雰囲気を読み取る自分の言動を相手はどう受け取るかを考える、自分の考えをうまく伝えるなど日常の円滑な対人関係に生かされる可能性があるだろう。そして、ティーンコートは、非行仲間とは異なる同世代の仲間とコミュニケーションを通じて、相手に自己の意見を伝えていくことから、社会的スキルをトレーニングする格好の場であるとも捉えることができる。このようにスキルの獲得は、ティーンコートの理論的要素のなかでも教育的かつ治療的側面の強いものと考えられる。

3 ティーンコートプロセスの臨床的意味

非行少年がティーンコートを選択した場合、裁判の前にあらかじめ本件を担当するコーディネーターと接触して当該事件についてのヒアリングを受けることになる。そして裁判当日は、陪審員の決定から検察官と弁護人の陳述、関係者からの証言、被告人への質疑、陪審員による評議を経て判決へと進み、後日に判決による処分の履行により終結となる¹²⁾¹³⁾。この一連のプロセスは、公式な裁判であると同時に非行少年の更生のための働きかけの面も有しており、ここでは後者の視点からティーンコート前のヒアリング、裁判、判決後の処分履行の三段階に分けて検討する。

(1) コーディネーターの調査活動

ティーンコート実施前に行われるコーディネーターによる調査活動は、心理臨床におけるインタビュー面接（クライアントに援助の趣旨を伝え、情報収集により問題概要を把握し、カウンセリングの可否判断、治療方針の方向性、問題解決の手がかりなどを把握する）に相当するものである。これは非行少年とその家族との信頼関係づくりや事案の見立てが行われる段階と位置づけられる。その調査活動ではティーンコートの説明や改めて参加への動機づけなどが確認されながら、同時に少年や家族の状況（パーソナリティ、家庭の状況、問題の背景など）が把握されることとなる。このようなコーディネーターの調査活動は、臨床場面でのカウンセラーとソーシャルワーカーの2つの役割を持つと捉えられる。

ティーンコートは、ややもすると裁判自体が注目されがちであるが、事前の準備段階においてコーディネーターが行う信頼関係づくりやヒアリングが、その後の裁判本番での結果の成否を握っているといっても過言ではない。この点からして導入部におけるコーディネーターの果たす役割は重要であると言えよう。先の少年対話会でも司会役のコーディネーターが事前の調査活動において非行少年とその家族、被害者と面接の際にインフォームドコンセントを行いながら、それぞれの

抱えている不安や問題の把握に努め、さらに必要に応じて事後のケアまで助言するなどの導入から終了後までの幅広い対応が、参加者からの高い満足感を得ていた。もちろんティーンコートと少年対話会は異なるプログラムではあるが、非行少年の更生支援という共通の目的から見ると、コーディネーターの重要性が推察される場所である。

(2) ティーンコートの開催

法廷での非行少年は、裁判官、弁護士、検察官、陪審員の役割を持った同世代の仲間と対面していくこととなる。ここでは、それぞれの役割によって裁判が進むことになるが、非行少年から見ると法律上の意味に加えて、次のような臨床的意味を持つと思われる。

まず検察官は、少年の行った犯罪を証明して処罰を求めることとなる。ここで少年は自分が行った犯罪が法律に違反していることを再認識するであろうし、被害者の申し立てが加わればその認識や罪悪感を強める可能性は高い。つまり社会における逸脱した行動に対する罰が宣告されるわけで、臨床的には社会の厳しさを伝えていく父性的な役割と考えられる。

次に弁護士は、被告である少年の弁護人という立場から、少年の非行に至る原因や非行が発生するメカニズムを説明して参加者に理解を求めることとなる。少年が自分の意見を代弁する弁護士の説明を聴くことにより、自分の理解者であると感じるであろうし、検察官が父性的対応であるのに対し、弁護士は少年を守り保護する母性的役割を持つと言えよう。

そして検察官と弁護士の両者の陳述を踏まえて処罰を下すのが陪審員であり裁判官であるが、ここで保護者が同席していることに注目したい。

公式な裁判の場で少年の行った犯罪に親と子が向き合うことになるわけであるが、この犯罪の直面化に当たっては、裁判官、検察官、弁護士から我が子の犯罪を改めて知らされると同時に親自身のかこれまでの養育態度の問題を考える機会になる可能性は高い。非行の初期段階において非行が発生後に親子で犯罪事実と直面化することが、親子

関係の調整・修復や少年自身の立ち直りのきっかけとなることは非行臨床の実践ではよく見受けられることである。

筆者の臨床経験ではあるが、家庭裁判所の少年審判の際、裁判官や調査官から非行の背景要因として家族間の問題を指摘された親が、子供へのしつけの誤りに気付いたり、家族全体で問題解決の取り組みを始めたり、少年が非行仲間との付き合いをやめるなど、この段階での第三者の指摘により親の対応を軌道修正することが更生へと結びつくケースは決して少なくない。

少年が非行化した際、保護者の支援が少年の更生には不可欠であることには異論がないところであり、非行臨床においても少年を含めた、家族を治療のユニットと考えた関わりが数多く実践されている。例えば、欧米では非行少年と保護者が共に参加したキャンプ活動や親子セミナーなど親子一体型の処遇が行われており、わが国でも家庭裁判所における保護的措置の一環として同様なプログラムが進められている。

なお、処分の内容については、ダイバージョンに固有の問題として通常の少年裁判所よりティーンコートの方が厳しい判決となるネットワイドニングが指摘¹⁴⁾されているが処分内容の妥当性については、制度の根幹にかかわる問題であるためその決定プロセスや対比資料などによる慎重な分析が求められるところである。

(3) 処分の履行

ティーンコートでは本件についての判決が陪審員から言い渡され、少年はそれに基づいて処分を

履行することとなる。処分内容は、ティーンコートでの陪審義務、一定時間の社会奉仕活動、口頭や書面による被害者への謝罪、犯罪に関する主題で作文、家庭教師、損害賠償のほか、感情コントロールや問題解決の教育的ワークショップへの参加²⁾など事案に応じた多様なメニューがある。

そして、決定した処分の履行はコーディネーターの指導の下で進められていくこととなる。少年は犯罪に対する罰や償いとして可能な限り努力の営みを行うこととなる。処分の履行が地域の同世代や大人との交流など地域ネットワークの中で行われていることにより、少年と地域とのつながりや地域社会の安全確保に結びついていく可能性が考えられる。

このように見てくると、ティーンコート前のヒアリング、裁判、判決後の処分履行の一連のプロセスによる非行少年への働きかけが、程度の差はあるものの少年の内面への働きかけにつながり、少年の立ち直りのきっかけになると言えよう。

また、効果の指標の一つとして評価研究による再犯調査が挙げられる。その内容はティーンコート群と未実施群の6か月後の再犯状況を調べたものである(表3)。この結果では4州のうちアラスカ、ミズーリの2州ではティーンコート群の再犯者が低く統計的有意差が生じており、残りのアリゾナ、メリーランドでは統計的有意差は生じていなかった。このことからティーンコート群は再犯防止に一定の効果のあることが窺える。ただし、再犯を取り上げた研究では、その効果検証に特化した研究デザインを設計し数年にわたる追跡研究が必要と思われる。

表3 ティーンコート群と未実施群の再犯状況

	グループ別	ケース数	再犯者数	再犯率	統計的有意差
アラスカ	未実施群	114	26	22.8	p<.01
	ティーンコート群	114	7	6.1	
アリゾナ	未実施群	113	17	15.0	n.s.
	ティーンコート群	110	10	9.1	
メリーランド	未実施群	100	4	4.0	n.s.
	ティーンコート群	135	11	8.1	
ミズーリ	未実施群	131	37	28.2	p<.01
	ティーンコート群	107	10	9.3	

4 おわりに

ティーンコートは非行少年の更生とボランティア少年の法教育が主たる目的であるが、本稿では非行少年の更生にシフトした視点からその臨床的意味を検討してきた。ここでは同様の視点からティーンコートの持つ課題について触れてみたい。

まず、ティーンコートは初犯で軽微な犯罪を対象としているが、軽微な犯罪を行う少年はもともと非行性が進んでいないのであり、ティーンコートでも一般の裁判でも非行は沈静化するのではないかという疑問が生じてくる。一般に裁判は法律という基準に基づく犯罪の裁きであるのに対し、ダイバージョンであるティーンコートは、仲間の影響を利用し自己責任を喚起させ、少年の更生を図る処遇である。非行少年の再犯防止という点からは、いずれの措置においても一定の効果は予測できるが、発達の途上にある少年にとっては立ち直りのきっかけを与える教育的配慮は不可欠であり、このことを踏まえたティーンコートは裁判よりも少年に与える更生の効果はより大きいかもしれない。ただし、ティーンコートを進める上で検討しなければならないことがある。それは非行リスク要因としての少年の資質特性である。非行が初犯で軽微な内容であっても、社会性・共感性の乏しさや衝動性・自己破壊傾向などを有する少年には、その改善に相当の期間を要することが想定され、場合によっては長期的な処分の義務付けや処分履行後の専門機関への通所などの措置が必要な場合もあろう。したがって初犯・軽微な非行、非行少年の選択という基準のほかに少年自身の資質などの非行リスク要因を吟味することは不可欠と考えられる。

第二に対象とする事案の選定基準についてである。多くの地域は初犯で軽微な事案を中心として実施しているが、地域によってはティーンコートの対象事案が重罪（典型例は、重罪レベルの万引き）を含む場合も見られる。当初のティーンコートは、軽微な犯罪少年に立ち直りの機会を与える社会内処遇という位置づけから始まったものであ

るが、重罪な事案の処遇決定に当たっては、その犯行動機から背景要因に至るまでの詳細な情報の把握が必要である。そのためには少年のパーソナリティ、家族状況、学校や地域性など多分野にわたる専門的調査が求められる。仮に軽微な犯罪から重罪まで対象を拡大した場合、ティーンコートに参加したボランティア少年には、従来の法関連教育に加えて少年の非行の背景要因に踏み込む必要が生じてくる。これは参加しているボランティア少年の負担となり、さらに正確な分析を行いその結果を勧告して処分を決定していくことに困難さが伴うと言えよう。このような専門性の高い調査活動や処分の決定は、専門家に委ねることが妥当であるし、そうすることが処分の妥当性を担保することにつながっていくと考えられる。

第三に子供を監護する能力に問題のある保護者についてである。ティーンコートのプロセスでは保護者が一定の関与をすることとなる。しかし、なかには個人主義が強くなり子供に関心を向けなかったり、親自身の反社会的傾向などパーソナリティに問題を抱えたり、いわゆる子供の監護能力に欠ける保護者は相当数いるであろうし、子供とのかかわりは希薄で子供に対する問題意識は低く、加えて不適切な養育が見られる場合に少年の再犯に結びつく可能性は高いと思われる。このような場合、保護者の孤立化を防ぎエンパワーすることを目的として、グループワークとして保護者向けの家族教室開催やピアサポート活動等の導入による保護者に対する支援が必要ではないかと考える。

文献

- 1) Butts, J. A. Buck, J. Coggeshall, M. B. 2002 *The Impact of Teen Court on Young Offenders*. Urban institute <www.urban.org/uploadedpdf/410457.pdf>
- 2) Goldwin, T. M., Steinhart, D. J., Fulton, B. A., 1996 *Peer Justice and Youth Empowerment: An Implementation Guide for Teen Court Program*. University of Michigan Library.
- 3) ハヴィガースト, R. J. 1995『人間の発達課題と教育』（莊司雅子訳）玉川大学出版

- 4) エリクソン, E. H. 1973『自我同一性～アイデンティティとライフサイクル～』(小此木啓吾訳) 誠信書房
- 5) 神垣幸一2009「学習支援によるピアサポート・プログラムの効果に関する研究」ピア・サポート研究6号21-33
- 6) 暴力行為のない学校づくり研究会2011「暴力行為のない学校づくりについて」文部科学省
- 7) 警察庁生活安全局少年課2011「平成22年中における少年の補導及び保護の概況」
- 8) ハワード・ゼア2003『修復的司法とは何か—応報から関係修復へ』(西村春夫、細井洋子、高橋則夫訳) 新泉社
- 9) 修復的カンファレンス(少年対話会)モデル・パイロット事業研究会2007「修復的カンファレンス(少年対話会)モデル・パイロット事業報告書」警察庁生活安全局少年課
- 10) 法務省2005「犯罪白書」第4編特集少年非行
- 11) 石橋昭良ら2004「少年と携帯電話等に関する調査研究」犯罪心理学研究42巻特別号32-35
- 12) 山口直也1999「ティーンコート」現代人文社
- 13) 古賀正義2011「非行少年の「セカンドチャンス」を構築する教育実践」教育学論集53, 25-54, 中央大学教育学研究会
- 14) ハインツ・シェヒ2006「アメリカ少年司法とドイツ少年司法におけるティーンコート」法政研究73(1) 107-123 九州大学法政学会